

さかいクリーンセンター包括管理運営業務

募集説明書

令和 7 年 9 月 1 0 日

坂井地区広域連合

－ 目 次 －

第 1 本書の位置付け	1
第 2 事業の概要	2
1 事業名	2
2 公共施設の管理者の名称	2
3 事業目的	2
4 事業内容	2
5 業務範囲	3
6 施設概要	4
7 民間事業者の収入	5
8 交付金の適用について	5
9 法令等の遵守	5
第 3 民間事業者選定等のスケジュール	6
第 4 応募に関する条件等	7
1 応募者の資格要件等	7
2 参加資格の確認等	8
3 提案上限額	8
4 応募に関する留意事項	8
第 5 応募に関する手続等	11
1 募集公告	11
2 現地見学会の開催及び関連資料の閲覧	11
3 募集説明書等に関する質問の受付	12
4 募集説明書等に関する質問への回答	12
5 参加表明書及び参加資格確認申請書類の受付	12
6 参加資格確認結果の通知	12
7 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明	13
8 関連資料の提供	13
9 応募の辞退	13
10 応募書類の受付	13
第 6 民間事業者の選定等	15
1 審査委員会の設置	15
2 民間事業者の選定方法	15
3 応募書類に関するヒアリングの実施	15
4 優先交渉権者の決定	15
5 選定結果の通知等	16
6 契約手続き等	16
第 7 提出書類	17

1 参加資格確認申請時の提出書類	17
2 応募辞退時の提出書類	17
3 応募時の提出書類	17
4 諸手続を代理人へ委任する場合の提出書類	17
第8 事務局	18
別紙1（案）〔事業契約書_別紙1として予定〕	処理委託費の内訳
別紙2（案）〔事業契約書_別紙2として予定〕	処理委託費の支払方法
別紙3（案）〔事業契約書_別紙3として予定〕	処理委託費の見直し
別紙4（案）〔事業契約書_別紙4として予定〕	処理委託費の減額方法

第1 本書の位置付け

あわら市及び坂井市で構成される坂井地区広域連合（以下「広域連合」という。）は、汚泥再生処理センター「さかいクリーンセンター（以下「本施設」という。）」の維持管理・運営をPFI法に則ったDBO方式により、平成23年4月1日から令和8年3月31日までの15年間、特別目的会社アクアペックスさかい株式会社に委託している。

本募集説明書は、広域連合が本施設の次期運営を実施する民間事業者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、応募に参加しようとする者に交付するものであり、別添のさかいクリーンセンター包括管理運営業務 要求水準書（以下、「要求水準書」という。）、「さかいクリーンセンター包括管理運営業務 審査基準書」（以下「審査基準書」という。）、「さかいクリーンセンター包括管理運営業務 提出書類記載要領及び様式集」（以下「提出書類記載要領及び様式集」という。）及び、後日公表を予定している「さかいクリーンセンター包括管理運営事業に関する事業契約書（案）」（以下「事業契約書（案）」という。）並びに「さかいクリーンセンター包括管理運営事業に関する基本協定書（案）」（以下「基本協定書（案）」という。）と一体のものである（これらの書類を総称して、以下「募集説明書等」という。）。

応募者は、募集説明書等の内容を十分に理解した上で、応募に必要な書類を提出することとする。

第2 事業の概要

1 事業名

さかいクリーンセンター包括管理運営業務

2 公共施設の管理者の名称

坂井地区広域連合 広域連合長 池田 禎孝

3 事業目的

本業務は、本施設の次期運営を民間事業者により長期包括的に委託し、運転管理や保守点検等施設運営に関する民間事業者の経験やノウハウを活用することにより、維持管理費の削減を図り、効果的な施設運営を行うことを目的とする。

4 事業内容

事業者として選定された企業又は企業グループ（以下「民間事業者」という。）は、単独又は共同企業体を設立し、10年間の期間にわたって本施設の維持管理・運営を行う。

（1）事業方式

本施設の維持管理・運営は、包括的民間委託により実施する。

なお、本施設は、広域連合が原始取得者となり所有する。

（2）委託期間

令和8年4月1日から令和18年3月31日まで（10年間）

（3）契約形態

広域連合は、民間事業者により維持管理・運営に係る業務を委託し、若しくは請け負わせるために、本事業に関する基本契約（以下「基本契約」という。）を民間事業者と締結する。

5 業務範囲

（１）民間事業者の業務範囲

民間事業者が実施する主な業務は次のとおりである。各業務の詳細については、要求水準書、事業契約書（案）を参照のこと。なお、事業契約書（案）については、後日公表するが、処理委託費に関する事業契約書（案）の別紙（案）を、本募集説明書に別紙１～別紙４として添付している。

- ア 受入・受付業務
- イ 運転管理業務
- ウ 維持管理業務
- エ 環境管理業務
- オ 情報管理業務
- カ その他管理業務（清掃、防火管理、警備・防犯、見学者対応等）
- キ 附帯業務

（２）広域連合の業務範囲

広域連合が実施する主な業務は次のとおりである。

- ① 事業用地の確保（取得済み。）
- ② し尿及び浄化槽汚泥（以下「処理対象物」という。）の搬入（広域連合許可業者による。）
- ③ 料金徴収（料金とは、し尿収集業及び浄化槽清掃業の許可に係る申請手数料並びにこれら許可業者のし尿等搬入時における施設使用料をいう。）
- ④ 施設見学者対応
- ⑤ 国・県等報告
- ⑥ 各種申請・届出（許認可の取得、交付金申請等）
- ⑦ 本事業に係る業務対価の支払い
- ⑧ 本事業に関する監視（モニタリング）業務

6 施設概要

本施設の概要は次のとおりである。なお、詳細については、要求水準書を参照のこと。

(1) 本施設の立地に関する事項

① 立地場所

本施設：福井県坂井市坂井町今井1-1

坂井地区広域連合事務局：福井県坂井市坂井町上兵庫40-15

② 立地条件

ア 都市計画区域内 都市計画決定は不要

イ 用途地域 指定なし

ウ 防火地域 指定なし

エ 高度地区 指定なし

オ 建ぺい率 60%

カ 容積率 200%

③ 事業用地面積

約6,000㎡（現有地）

(2) 土地の取得等に関する事項

事業用地は広域連合の所有地であるが、民間事業者は本事業の実施に必要な範囲においてこれを無償で利用できるものとする。

(3) 本施設の処理能力等に関する事項

① 処理能力

41kL/日（し尿：8kL/日、浄化槽汚泥：33kL/日）

② 水処理方式

担体プロセス処理方式

③ 資源化方式

堆肥化方式

④ 処理水放流先

坂井市公共下水道

7 民間事業者の収入

本事業における民間事業者の収入は次のとおりである。なお、詳細については、後日公表予定の事業契約書（案）を参照のこと。処理委託費に関する事業契約書（案）の別紙（案）については、本募集説明書に別紙1（案）～別紙4（案）として添付している。

（1）本施設の維持管理・運営に係る業務対価

広域連合は、事業契約に定めるところにより、本施設の維持管理・運営に係る業務対価を、処理委託費（固定費、変動費-1、変動費-2 及び修繕更新費により構成される。）として、維持管理・運営期間に亘って受託者に支払う。

（2）資源化物（堆肥化物）の販売収入

本事業では、処理対象物を資源として捉えており、民間事業者にこれらを資源化（堆肥化）し、有効利用することを求める。

民間事業者は、本施設の処理対象物の資源化（堆肥化）と販売を一括して行うものとする。販売にあたっては肥料袋（15kg）とフレキシブルコンテナを活用する。民間事業者は、資源化物（堆肥化物）を販売して自らの収入とすることができるが、資源化物（堆肥化物）の利用先の確保、販売等、有効利用に関する一切の業務は、民間事業者自らの責任において行うものとする。

8 交付金の適用について

本事業の実施に関して交付金を活用する場合、交付金の申請等の手続きは広域連合において行うが、民間事業者は申請手続きに必要な図書の作成等について広域連合を支援するものとする。また、民間事業者は、広域連合が行うその他各種申請・届出についても、広域連合の支援を行うものとする。

9 法令等の遵守

民間事業者は、本事業を実施するに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）その他の関係する法令、条例、規則等を遵守しなければならない。

第3 民間事業者選定等のスケジュール

募集公告から契約締結に至るまでのスケジュールは概ね次のとおりであり、公募型プロポーザル方式により民間事業者の選定を行う。

なお、本スケジュールは予定であり、提案書類の提出状況、審査の進捗状況等により変更となる可能性がある。

令和7年9月10日（水）	募集公告および募集説明書等の交付
令和7年9月10日（水） ～9月16日（火）	募集説明書等に関する質問の受付
令和7年9月24日（水）	募集説明書等に関する質問への回答の公表
令和7年9月29日（月） ～10月1日（水）	現地見学会の開催及び関連資料の閲覧
令和7年9月19日（金） ～10月3日（金）	参加表明書及び参加資格確認申請書類の受付
令和7年10月8日（水）	参加資格確認結果の通知
令和7年11月5日（水） ～11月7日（金）	提案書の受付期限
令和7年11月下旬	参加者によるプレゼンテーションの実施
令和7年12月12日（金）	審査講評および優先交渉権者の公表
令和7年12月下旬	基本契約の締結
令和8年2月上旬	事業契約詳細の詰め
令和8年2月中旬	事業契約の締結

第4 応募に関する条件等

1 応募者の資格要件等

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

- ① 応募者は、単独企業又は複数の企業で構成される企業グループとする。
- ② 応募者を構成する企業（以下「構成員」という。）数の上限は任意とするが、本事業の実施に関して各々の構成員が適切な役割を担うものとする。
- ③ 企業グループは、構成員を代表し、広域連合との交渉窓口となる代表企業1社を定めなければならない。
- ④ 応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合には、広域連合と協議するものとする。
- ⑤ 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

(2) 応募者の資格要件

応募者は、次の資格要件を満たす構成員を含むこととする。

複数の構成員による場合は、全構成員によってア、イ及びウの要件を満たせばよい。

ア 水処理設備（施設）として、汚泥再生処理センター、し尿処理施設又は下水道処理施設（以下「汚泥再生処理センター等」という。）の運転管理実績及び建設実績を有すること。方式は問わない。

なお、包括的民間委託契約の形態による実績までを求めるものではなく、複数年、単年を問わず、従来の委託契約の形態による実績を認めるものとする。（下記イも同様。）

イ 資源化設備（施設）として、汚泥再生処理センター等の運転管理実績及び建設実績を有すること。方式は堆肥化であること。

ウ 廃棄物処理施設技術管理者として成り得る資格を有する者が1名以上在籍し、本業務に配置できること。

(3) 応募者の制限

次に該当する者は、応募者の構成員となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② あわら市及び坂井市の指名停止措置を受けている者
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者

- ⑤ 破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者
- ⑥ 最近１年間に於いて、法人税、消費税（地方消費税を含む。）、法人事業税、法人市民税及び固定資産税を滞納している者
- ⑦ 本事業に係る広域連合のアドバイザリー業務を受託した株式会社 NJS 及びその協力会社である西村あさひ法律事務所、並びにこれらの者と資本面又は人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、総株主の議決権の１００分の５０を超える議決権を有している者、又はその出資の総額の１００分の５０を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

2 参加資格の確認等

応募者は、上記第４－１に示す応募者の資格要件等を満たすことを証明するため、後述の第５－５に示す手続きにより参加資格の確認を受けなければならない。参加資格の確認基準日は、令和７年１０月８日（水）とする。ただし、参加資格の確認後、事業契約締結までの期間に、応募者の構成員が参加資格を欠くこととなった場合は、当該応募者の参加資格を取り消すものとする。

3 提案上限額

本事業の提案上限額は次のとおりとする。

1,430,673,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

提案見積金額は、上記の提案上限額を超えてはならないものとする。

また、提出された提案見積金額が提案上限額を著しく下回る場合は、失格とする。

4 応募に関する留意事項

（１）募集説明書等の承諾

応募者は、参加表名書（様式３）の提出をもって、募集説明書等の記載内容を承諾したものとみなす。

（２）費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

（３）応募保証金

応募保証金は、免除する。

（４）使用言語及び単位

提出書類の作成に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成４年法律第５１号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5) 著作権

応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属するが、公表、展示その他広域連合が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、広域連合はこれが無償で使用するものとする。

(6) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理・運営方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負う。

(7) 提出書類の取扱い

応募者からの提出書類は、返却しない。また、提出後における修正、差し替え又は再提出は、広域連合から指示があった場合を除き、認めないものとする。

(8) 資料の取扱い

広域連合が提供する資料は、本応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、本応募に係る検討の範囲内であっても、広域連合の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、又は内容を提示することを禁止する。

(9) 公正な応募の確保

- ① 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ② 応募者は、応募に当たっては、競争を制限する目的で他の応募者と応募価格又は応募意志について如何なる相談も行わず、独自に応募価格を決定しなければならない。
- ③ 応募者は、優先交渉権者の決定前に、他の応募者に対して応募価格を意図的に開示してはならない
- ④ 応募者は、優先交渉権者決定までの期間に、事務局等の広域連合関係者に対して自己の有利となるような接触等の働きかけを行ってはならない。

(10) 応募の延期等

広域連合が必要と認めたときは、応募を延期し、又は中止する場合がある。

(11) 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は、無効とする。

- ① 参加資格のない者のした応募
- ② 委任状（代理人）（様式28）を持参しない代理人のした応募
- ③ 提案書類の提出期限（令和7年11月7日（金）17時）を過ぎて書類が提出された応募
- ④ 応募書の金額その他記載事項が不明な応募又は記名押印を欠いた応募

- ⑤ 金額を欠いた、又は訂正した応募
- ⑥ 同一事項の応募につき2以上出された応募
- ⑦ 同一事項の応募につき他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の応募
- ⑧ その他応募に関し、不正の行為があった者のした応募

(12) その他

広域連合は、募集説明書等に定めるもののほか、応募の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知することとする。また、応募公告以降、募集説明書等を補完、修正する追加資料を広域連合が公表又は配布した場合は、当該追加資料が募集説明書等の内容に優先するものとする。

第5 応募に関する手続等

1 募集公告

令和7年9月10日（水）に募集公告し、募集説明書等を交付する。募集説明書等の交付は、広域連合の公式ホームページでの公表をもって交付に代えるものとするので、応募希望者は、当該ホームページからダウンロードすること。

2 現地見学会の開催及び関連資料の閲覧

応募希望者に対して、次のとおり現地見学会を開催する。現地見学会は、本事業に関連する資料の閲覧を兼ねて行うものとする。

当該関連資料の閲覧は、現地見学会においてのみ認めるので、留意すること。

（1）開催日時

令和7年9月29日（月）から令和7年10月1日（水）までの期間において、参加希望者からの希望日時を参考に、広域連合が調整、指示した日時とする。

（2）開催場所

福井県坂井市坂井町今井1-1 さかいクリーンセンター

（3）申込方法

現地見学会への参加を希望する者は、現地見学会参加申込書兼資料閲覧申込書（様式1）に必要事項を記入し、電子メールにより第8の事務局宛に申し込むこと。その他の方法による申し込みは認めない。電子メール件名は「現地見学会参加申込」とし、電子メールの送信後、広域連合が当該電子メールを受信したかどうか必ず電話で確認すること。

（4）申込期限

令和7年9月24日（水）17時まで

（5）閲覧資料

現地見学会において閲覧が可能な関連資料は次のとおりである。

- ① 生活環境影響調査資料
- ② 事業用地に関する土壌調査資料

（6）その他

見学者は、必要に応じて作業着、長靴等を各自で用意すること。

3 募集説明書等に関する質問の受付

募集説明書等の内容等に関して質問がある場合は、次のとおり質問書（様式2）を提出すること。

（1）提出期間

令和7年9月10日（水）9時から令和7年9月16日（火）17時まで

（2）提出方法

募集説明書等に関する質問書（様式2）に必要事項を記入し、電子メールにより第8の事務局宛に提出すること。その他の方法による提出は認めない。電子メール件名は「募集説明書等に関する質問」とし、電子メールの送信後、広域連合が当該電子メールを受信したかどうか必ず電話で確認すること。

4 募集説明書等に関する質問への回答

募集説明書等に関する質問への回答は、令和7年9月24日（水）に、広域連合の公式ホームページで公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問については、当該質問者のみに書面により回答する。

5 参加表明書及び参加資格確認申請書類の受付

応募希望者は、次のとおり参加表明書（様式3）及び参加資格確認申請書類を提出すること。

広域連合は、提出書類を確認し、受領書を発行する。

（1）提出期間

令和7年9月19日（金）から令和7年10月3日（金）まで（各日9時から17時まで。ただし、12時から13時までを除く。）

（2）提出方法

第8の事務局宛に持参により提出すること。その他の方法による提出は認めない。グループの場合は、代表企業が提出すること。代理人により提出する場合は、委任状（代理人）（様式28）を提出時に持参すること。

（3）提出書類

第7-1に示すとおり。

6 参加資格確認結果の通知

参加資格確認の結果は、令和7年10月8日（水）までに、応募希望者（グループの場合は代表企業）に対して書面により通知する。

7 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格確認の結果、参加資格がないと認められた応募希望者は、広域連合に対して、参加資格がないと認めた理由について、次のとおり説明を請求することができる。

(1) 説明請求の方法

令和7年10月15日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く9時から17時まで。ただし、12時から13時までを除く。）に、第8の事務局宛に書面（書式自由）を持参により提出すること。その他の方法による提出は認めない。グループの場合は、代表企業が提出すること。代理人により提出する場合は、委任状（代理人）（様式28）を提出時に持参すること。

(2) 説明請求に対する回答

令和7年10月22日（水）までに、説明を請求した応募希望者（グループの場合は代表企業）に対して書面により回答する。

8 関連資料の提供

参加資格が確認された応募希望者に対して、本事業に関連する次の資料を提供する。資料の提供方法等の詳細については、参加資格確認の結果と併せて通知する。

- ① さかいクリーンセンター処理フロー図（PDF形式）
- ② さかいクリーンセンター機器配置図（PDF形式）

9 応募の辞退

参加資格が確認された応募希望者は、応募書類の提出期限まで随時応募を辞退することができる。応募を辞退する場合は、令和7年11月7日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く9時から17時まで。ただし、12時から13時までを除く。）に、応募辞退届（様式7）を第8の事務局宛に持参により提出すること。その他の方法による提出は認めない。グループの場合は、代表企業が提出すること。代理人により提出する場合は、委任状（代理人）（様式28）を提出時に持参すること。

10 応募書類の受付

参加資格が確認された応募希望者は、次のとおり本事業に関する応募書類を提出すること（この応募書類の提出が応募行為となるものである。）。

広域連合は、提出書類を確認し、受領書を発行する。

(1) 提出期間

令和7年11月5日（水）から令和7年11月7日（金）時まで（各日9時から17時まで。ただし、12時から13時までを除く。）

(2) 提出方法

第8の事務局宛に持参により提出すること。その他の方法による提出は認めない。

代理人により提出する場合は、委任状（代理人）（様式 28）を提出時に持参すること。

（３）提出書類

第 7－3 に示すとおり。

第6 民間事業者の選定等

1 審査委員会の設置

広域連合は、応募書類に関する審査のうち提案内容の定量化審査を専門的知見に基づいて実施するに当たって、学識経験者等から構成される坂井地区広域連合し尿処理施設包括的業務委託事業者選定委員会（以下「審査委員会」という。）を設置している。

2 民間事業者の選定方法

民間事業者の選定は、審査基準書に基づく広域連合及び審査委員会の審査により行われる。

審査は、資格審査及び応募書類審査により実施し、優先交渉権者を決定する。なお、審査の詳細については、審査基準書を参照のこと。

（1）資格審査

広域連合は、参加資格確認申請書類に基づき、応募希望者が参加資格要件を満たしていることを確認する。資格不備の場合は、失格とする。

（2）応募書類審査

資格審査を通過した応募希望者から提出された応募書類について、次の事項を審査し、最優秀提案を選定する。

① 提案内容の基礎審査

広域連合は、提案書（様式10等）に記載された内容が、基礎審査項目を満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たされないことが確認された場合は、失格とする。

② 提案内容の定量化審査

審査委員会は、提案書（様式10等）に記載された内容の定量化審査を行う。定量化審査は、応募価格以外の審査項目及び応募価格を得点化し、これらの得点の合計点が最も高い提案を、最優秀提案として選定する。

3 応募書類に関するヒアリングの実施

広域連合及び審査委員会は、応募書類審査に当たって、提案内容の確認のために必要と判断した場合、応募者に対してヒアリングを実施する場合がある。日時、場所、ヒアリング内容等については、事前に応募者（グループの場合は代表企業）に通知する。

4 優先交渉権者の決定

広域連合は、審査委員会における最優秀提案選定を踏まえて、優先交渉権者を決定する。

5 選定結果の通知等

広域連合は、選定結果を応募者（グループの場合は代表企業）に書面で通知するとともに、広域連合の公式ホームページで公表する。

6 契約手続き等

（１）基本契約の締結

広域連合は、優先交渉権者決定後、速やかに優先交渉権者と基本契約を締結する。
なお、基本契約の詳細については、基本契約書（案）を参照のこと。

（２）ＳＰＣの設立

優先交渉権者は、基本契約締結後、ＳＰＣを株式会社として坂井市内に設立することができる。

なお、優先交渉権者のＳＰＣに対する出資条件等、ＳＰＣ設立に関する詳細については、基本契約書（案）を参照のこと。

（３）事業契約の締結

広域連合は、本施設の維持管理・運営に関し、優先交渉権者と事業仮契約を締結する。

事業仮契約は、広域連合議会（令和８年２月中旬予定）の議決を得たときに本契約となる。

なお、事業契約の詳細については、後日公表する事業契約書（案）を参照のこと。

（４）その他

広域連合は、優先交渉権者が事業契約を締結しないときは、定量化審査の得点が高い者から順に契約交渉を行う場合がある。

第7 提出書類

提出書類の作成に当たっては、提出書類記載要領及び様式集を参照のこと。

1 参加資格確認申請時の提出書類

参加資格確認申請時は、次の書類をまとめて1部提出すること。

- ① 参加表明書（様式3）
- ② 参加資格確認申請書（様式4）
- ③ 構成員一覧表（様式5）
- ④ 委任状（様式6）
- ⑤ 附属書類
 - ア 定款
 - イ 印鑑証明書
 - ウ 登記簿謄本
 - エ 法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書
 - オ 貸借対照表・損益計算書・営業報告書
 - カ 会社概要
 - キ 汚泥再生処理センター等の運転管理実績を証明する書類（契約書の写し等）
 - ク 汚泥再生処理センター等の建設実績を証明する書類（契約書の写し等）

2 応募辞退時の提出書類

応募辞退時は、次の書類を1部提出すること。

- ① 応募辞退届（様式7）

3 応募時の提出書類

応募時は、次の書類（①、②及び④については1部、③については18部（正本1部、副本17部）とする。）を提出すること。

- ① 応募書類提出届（様式8）
- ② 応募書（様式9（別添1,2を含む。））
- ③ 提案書
 - ア 事業計画に関する提案書（様式10、様式11）
 - イ 委託費明細書（様式12～様式14）
 - ウ 維持管理・運営に関する提案書（様式15～様式26）
 - エ 参考書類：汚泥再生処理センター運転管理実績（様式27）
- ④ 提案書の電子データ（CD-ROM）

4 諸手続を代理人へ委任する場合の提出書類

諸手続を代理人へ委任する場合は、次の書類を1部提出すること。

- ① 委任状（代理人）（様式28）

第 8 事務局

坂井地区広域連合 総務課

〒919-0526 福井県坂井市坂井町上兵庫40-15

電 話： 0776-72-3305

電子メールアドレス：soumu@kouiki.sakai.fukui.jp

別紙 1（案）〔事業契約書_別紙 1 として予定〕 処理委託費の内訳

処理委託費の内訳

1 処理委託費の構成

本業務において広域連合が受託者に支払う処理委託費の構成は、表 1 のとおりである。

表 1 処理委託費の区分

名称	概要
固定費	・本業務の維持管理・運營業務に要するうち、人件費、保守点検費、一般管理費等のうち、処理量にかかわらず発生する固定的な費用（ただし、修繕更新費を除く）。 ・維持管理・運営期間にわたって、契約期間全体の平準化支払額に基づき支払う（四半期に 1 回）。
変動費-1	・本業務の維持管理・運營業務に要するうち、薬品費、燃料費、水道料金および下水道使用料等の従量料金および基本料金に係る費用。 ・維持管理・運営期間にわたって受託者の提案による変動費単価に従い、処理対象物の実処理量の変動見合いにより支払う（四半期に 1 回）。
変動費-2	・本業務の維持管理・運營業務に要するうち、電力費（従量料金および基本料金）に係る費用。 ・維持管理・運営期間にわたって受託者の提案による変動費単価に従い、処理対象物の実処理量の変動見合いにより支払う（四半期に 1 回）。
修繕更新費	・本業務における長期修繕・更新計画書に基づく修繕更新費（定期修繕費および大規模修繕費を含む）。 ・維持管理・運営期間にわたって、長期修繕・更新計画書に基づき、契約期間全体の平準化支払額（10 年均等額）に基づき支払う（四半期に 1 回）。

※電力料金、水道料金および下水道使用料等の基本料金部分は、変動費として扱う。

2 処理委託費の算定方法

本業務に係る処理委託費は、維持管理・運營業務に要する各種費用を性質に応じて区分したうえで、各費用の内容に応じた方法により算定し、四半期ごと（年 4 回）に支払うものとする。費用の区分および算定方法の概要は表 2 のとおりとする。

表 2 処理委託費の算定方法

区分	支払いの対象となる費用	対価の算定方法
固定費	①維持管理費（人件費） ②運営費（公租公課等を含む管理・事務費） ③維持管理費（法定点検・定期点検・機能検査等の費用） ④その他維持管理・運営費（変動費及び修繕更新費を除く。）	◆各支払期の支払金額 ＝[左記対象費用の維持管理・運営期間中の合計金額]÷支払回数（4回×10年）
変動費-1	①運転経費（薬品費） ②運転経費（燃料費） ③運転経費（水道料金および下水道使用料等の従量料金および基本料金部分） ④その他変動費（処理対象物の処理量に応じて増減する費用）	◆各支払期の支払金額 ＝各支払期の処理対象物の実処理量（実績値：kL/四半期）×単価（円/kL） ※①～④の単価（円/kL）は受託者提案とする。ただし、設定根拠を広域連合が確認し、妥当性を判断する。 ※実処理量は、別途作成される事業契約書において受託者が提出する維持管理・運營業務の報告（年報等）に記載された実績値を基に算出するものとする。
変動費-2	①運転経費（電力費：従量料金および基本料金部分）	◆各支払期の支払金額 ＝各支払期の処理対象物の実処理量（実績値：kL/四半期）×処理量当たりの消費電力量（kWh/kL）×単価（円/kWh） ※消費電力量（kWh/kL）は受託者提案とする。ただし、設定根拠を広域連合が確認し、妥当性を判断する。 ※電力単価（円/kWh）は、維持管理・運営初年度は受託者の提案に基づき契約書に定められた金額とし、2年目以降は、別紙3 第4項「電力単価の改定について」を参照する。 ※実処理量は、別途作成される事業契約書において受託者が提出する維持管理・運營業務の報告（年報等）に記載された実績値を基に算出するものとする。
修繕更新費	①修繕更新費（定期修繕費） ②修繕更新費（大規模修繕費）	◆各支払期の支払金額 ＝[長期修繕・更新計画書に基づく契約期間全体の修繕更新費総額]÷支払回数（4回×10年） ※修繕更新費は、長期修繕・更新計画書に定められた契約期間全体の合計額を超過することは認めない。

3 処理委託費の金額

処理委託費の金額（消費税及び地方消費税を含む。）は、下記表 3 のとおりとする。

表 3 処理委託費の金額

区分	金額	備考
固定費	金 [●] 円（ただし四半期あたりの金額）	人件費、保守点検費、管理費等が対象（基本料金部分は除く）
変動費-1	金 [●] 円（ただし処理量 1 kL あたりの単価）	薬品費、燃料費、水道料金等が対象
変動費-2	金 [●] 円（ただし処理量 1 kL あたりの単価）	電力費が対象 [電力単価 (円/kWh) × 電力量 (kWh/kL) (= 円/kL) で算出]
修繕更新費	金 [●] 円（ただし四半期あたりの金額）	修繕費および更新費が対象

別紙 2（案）〔事業契約書_別紙 2 として予定〕 処理委託費の支払方法

処理委託費の支払方法

1 固定費

広域連合は、本件施設の維持管理・運営期間中、本契約書の規定に従い、維持管理・運営業務に係る四半期報告書を受領した場合、当該受領日から 14 日以内に受託者に対して業務確認結果を通知する。

受託者は、当該通知に従い速やかに直前の四半期に相当する固定費に係る請求書を広域連合に提出する。

広域連合は、請求を受けた日から 30 日以内に、受託者に対して固定費を支払う。

2 変動費

広域連合は、本件施設の維持管理・運営期間中、本契約書の規定に従い、維持管理・運営業務に係る四半期報告書を受領した場合、当該受領日から 14 日以内に受託者に対して業務確認結果を通知する。

受託者は、当該通知に従い速やかに直前の四半期に相当する変動費に係る請求書を広域連合に提出する。

広域連合は、請求を受けた日から 30 日以内に、受託者に対して変動費を支払う。

変動費の 1 回当たりの支払額は、処理対象物の実処理量に変動費単価を乗じた額とする。

3 修繕更新費

広域連合は、本件施設の維持管理・運営期間中、本契約書の規定に従い、修繕更新費に係る四半期報告書を受領した場合、当該受領日から 14 日以内に受託者に対して業務確認結果を通知する。

受託者は、当該通知に従い速やかに直前の四半期に相当する修繕更新費に係る請求書を広域連合に提出する。

広域連合は、請求を受けた日から 30 日以内に、受託者に対して修繕更新費を支払う。

別紙 3（案）〔事業契約書_別紙 3 として予定〕 処理委託費の見直し

処理委託費の見直し

1 改定の対象費用および適用指標

改定の対象となる費用およびそれぞれの費用に対応する物価変動等の指標を表 4 に示す。

表 4 物価変動の指標

区分	改定の対象となる費用	指標
固定費	人件費	毎月勤労統計調査・統計表・時系列第 1 表「賃金指数＞月額現金給与額＞調査産業計」（厚生労働省）
固定費	その他維持管理・運営費（人件費を除く）	企業向けサービス価格指数・諸サービス「下水道」（日本銀行調査統計局）
変動費-1	薬品費	国内企業物価指数「化学製品」（日本銀行調査統計局）
変動費-1	燃料費	国内企業物価指数「石油・石炭製品」（日本銀行調査統計局）
変動費-1	水道料金・下水道使用料等の従量料金および基本料金相当分	各供給事業者等と広域連合の需給契約が変更された場合、当該変更内容に基づき協議のうえ広域連合が決定
変動費-2	電力費	※電力費の改定は別紙 3 第 4 項「電力単価の改定について」を参照
修繕更新費	修繕費	企業向けサービス価格指数「プラントメンテナンス」（日本銀行調査統計局）
修繕更新費	更新費	企業向けサービス価格指数「プラントメンテナンス」（日本銀行調査統計局）

※ 受託者の提案内容、市場の変動等により、改定に用いる指数が実態に整合しない場合には、協議を行うものとする。

2 改定の条件

- (1) 令和 8 年度第 1 四半期以降の処理委託費の支払額について、年 1 回見直しを行うものとする。
- (2) 見直し時の指数と前回改定時の指数とを比較し、1.5 パーセントを超過する増減があった場合に改定を行うものとする。なお、変動の大小にかかわらず、受託者は、指数について広域連合に書面により毎年報告を行うこと。
- (3) 毎年、4 月 1 日時点で公表されている最新の指数（直近 12 ヶ月の平均値）に基づき、6 月 30 日までに見直しを行い、各年度の処理委託費を確定する。改定された処理委託費は、改定年度の第 1 四半期以降の支払いに反映させる。なお、令和 8 年度内に改定を行う場合は、本契約に定めた額を基準とする。改定の判断は表 4 に示す費目ごとに行い、改定後の各費目の合計額をもって当該年度の処理委託費とする。

3 改定の計算方法

(1) 算定式

維持管理・運營業務に係る対価のうち、改定の対象となる費用については、次式により見直しを行う。なお、変動の大小にかかわらず、受託者は毎年、当該指標について改定の要否を確認し、書面により広域連合へ報告するものとする。

$$Y = X \times (1 + \alpha / 100)$$

ここに、

Y：改定後の当該費用（税抜き）

X：前回改定後の当該費用（税抜き、第1回目の改定が行われるまでは、維持管理・運営契約書に示された当該費用）

$$\alpha : \text{変動率}[\%] = \left(\frac{\text{見直し時における最新の指標(直近 12 ヶ月の平均値)}}{\text{最後に見直しを行った年度の指標(直近 12 ヶ月の平均値)}} - 1 \right) \times 100$$

※ α は小数点以下第1位未満を切り捨てる

(2) 増減額の算定

上記算定式により求めた変動率(α)が $\pm 1.5\%$ を超える場合、対価の改定を行うものとし、超過分を当該年度以降に適用される対価の増減額として反映させる。増減額は次式により算出する。

$$\text{増加額 (T+)} = Y - X - (X \times 1.015 - X)$$

※変動率(α)が正の場合

$$\text{減少額 (T-)} = Y - X + (X \times 1.015 - X)$$

※変動率(α)が負の場合

(3) 需給契約の変更等により決定を行う項目

電力、水道等については、各供給事業者等との需給契約が変更等された場合に、広域連合と受託者が変更内容を基に協議し、固定費及び変動費単価の変更等を定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、広域連合が定め、受託者に通知する。

(4) 消費税及び地方消費税の改正による改定

維持管理・運営期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、広域連合の受託者への支払いに係る消費税及び地方消費税については、広域連合が改定内容にあわせて負担する。

4 電力単価の改定について

初年度（令和8年度）の電力単価は、受託者の提案に基づき契約書に定められた金額とする。

2 年目以降の電力単価は、前年度における電力使用量 (kWh/年) および受託者が支払った電気料金 (基本料金を含み、消費税を除く) を基に、毎年度再計算する。改定後の単価は、当該年度の 4 月から適用する。

- ・改定年度の電力単価 [円/kWh] = (前年度の 4 月～3 月末までの電気料金) [円/年] ÷ (前年度の 4 月～3 月末までの電力使用量) [kWh/年]

広域連合または受託者が改定を申し出た場合には、請求金額およびその算出根拠を明示した書類に基づき協議を行い、改定後の単価を決定する。

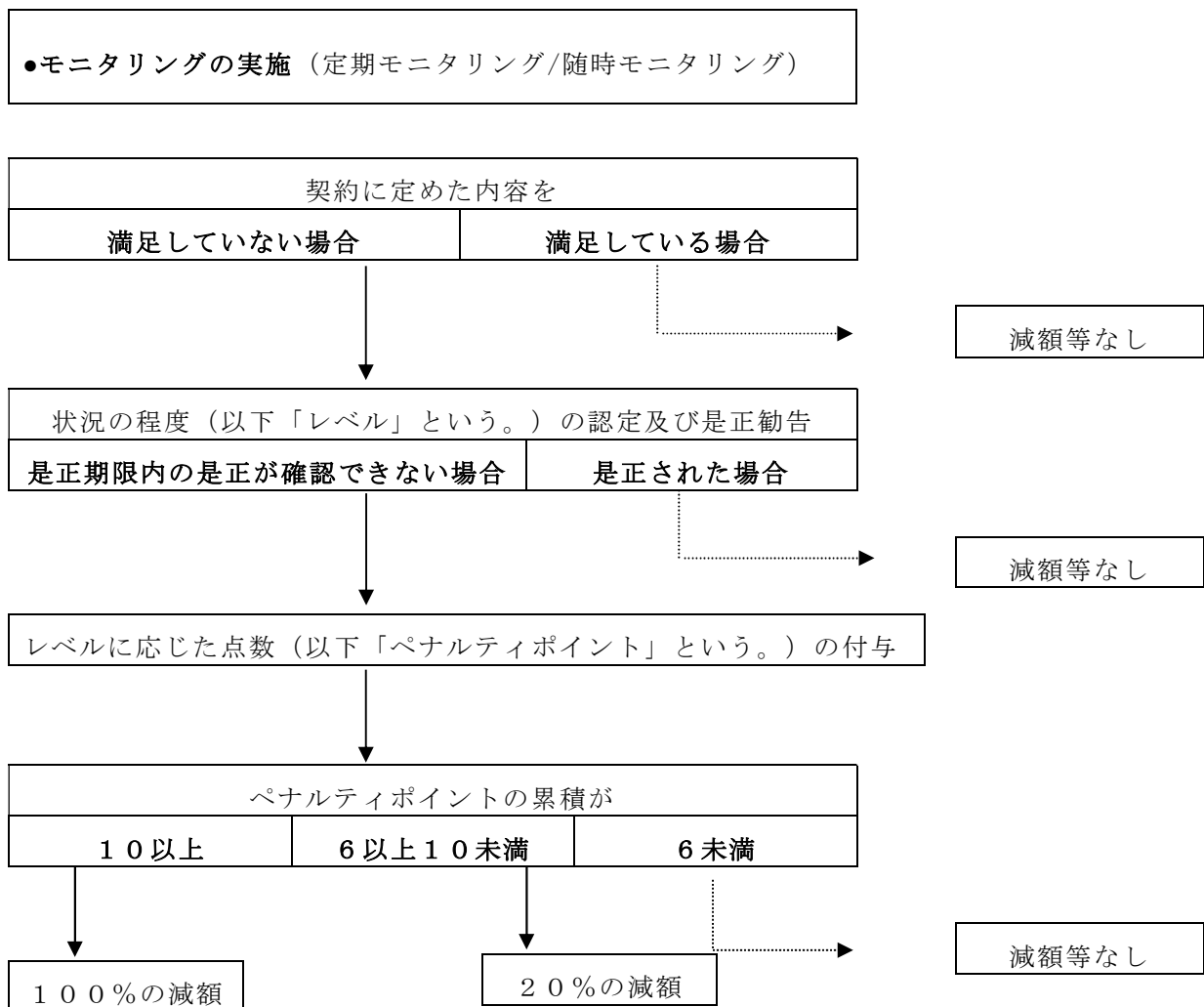
別紙 4（案）〔事業契約書_別紙 4 として予定〕 処理委託費の減額方法

処理委託費の減額方法

1 モニタリングの実施要領

広域連合は、契約期間にわたり、本契約に定めた受託者の業務について維持管理・運営の実施状況及び内容を確認する行為（以下「モニタリング」という。）を実施する。

その結果、受託者の業務内容が本契約に定めた維持管理・運営に関する内容を満足していないと広域連合が判断する場合、以下に示す手続きにより、是正勧告、処理委託費の減額等の措置をとるものとする。



2 処理委託費の減額方法

(1) 減額等の対象

減額等の対象となる支払は、各四半期において広域連合が支払う処理委託費のうちの固定費および修繕更新費とする。

(2) 減額等の措置を講じる事態

受託者の責任により、本契約に定めた維持管理・運営に関する内容を履行していないことにより、以下に示す状態と広域連合が判断する場合に減額等の措置を講じる。

レベル 1	是正しなければ、本施設の運営に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合
レベル 2	是正しなければ、本施設の運営に比較的重大な影響を及ぼすことが想定される場合

(3) 減額等の決定過程

- ① モニタリングの結果から受託者の業務内容がレベル 1 又はレベル 2 の状態と判断する場合、広域連合は、その状況、緊急度等を勘案し、受託者が業務を是正すべき期限（以下「是正期限」という。）を提示する。
- ② 広域連合は、提示する是正期限内に受託者が是正勧告の内容を是正したと判断する場合、ペナルティポイントの付与を行わないが、是正期限を経過しても是正されない場合、1 日につき、レベル 1 は 1 ポイント、レベル 2 は 3 ポイントのペナルティポイントを付与する。
- ③ 広域連合及び受託者は、ペナルティポイントの付与に際し、必要に応じて協議することができる。

(4) 処理委託費の減額の金額算定方法

- ① 受託者に付与したペナルティポイントの累積が当該四半期の最終日において下表の左欄に規定する基準に達した場合は、広域連合は、当該四半期における業務遂行を支払の対象とする支払期日における処理委託費について、下表の右欄に規定する減額等の措置を実施するものとする。

ペナルティポイントの累積	減額等の措置内容
6 未満	減額等なし
6 以上 10 未満	20%の減額
10 以上	100%の減額

- ② ただし、是正勧告した内容に対するペナルティポイントの付与が当該四半期の最

終日以前から始まり連続してその最終日以降もペナルティポイントの付与が避けられないと判断する場合は、ペナルティポイントの累積を継続し、減額等の措置は翌四半期に行うものとする。

- ③ 受託者に付与し累積したペナルティポイントは、受託者がペナルティポイントを付与された最終日から6ヶ月の間に更にペナルティポイントを付与されなかった場合はその翌日に、あるいは減額等の措置が実施された場合は翌四半期の初日に、それぞれ0となる。

3 契約の解除

広域連合は、ペナルティポイントの累積が10以上の場合、受託者に対する支払を100%減額するが、その後6ヶ月以内に受託者がペナルティポイントを更に6以上付与された場合、契約を解除することができる。